

飯山市の人事行政の運営状況

公表します

7. 職員の福祉と利益の保護の状況

◆ 産業医及び衛生委員会の設置

職員の衛生及び健康の管理を行うため産業医を置くとともに、職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策、公務災害の原因の調査及び再発防止対策その他職員の安全及び衛生に関することについて調査審議するため衛生委員会を設置しています。

◆ 公務災害等の発生及び認定状況

公務災害		通勤災害	
発生	認定	発生	認定
2	2	1	1

◆ 健康診断等の実施内容

レントゲン間接撮影、胃集団検診、大腸ガン検診、人間ドック、婦人ガン検診、総合健康診断、メンタルヘルス研修会、心の健康診断

◆ 福利厚生事業

ア. 互助会は、職員（会員 262 人）からの会費（給料月額額の 1000 分の 4.5 に相当する額。H 21 年度 約 4,477 千円）および市からの補助金（H 21 年度 1,977 千円）等で運営されています。この補助金は、主に市が本来実施すべき福利厚生事業を市に代わって互助会が実施するために要する人件費や事務費などに充当しています。なお、互助会が実施する慶弔金、見舞金、資金の貸付、生活物資のあわせなどの事業の費用は、会費などにより賄われています。イ. 職員の共済制度は、他の健康保険や厚生年金の制度と同様に地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市とにおいて分担・拠出する財源により短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等を行っています。

5. 職員の服務の状況

職員の服務の根本基準は、地方公務員法第 30 条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。この趣旨を具体的に実現するため、同法では、営利企業等の従事制限等を職員に課しており、その他にも職務命令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等の義務を地方公務員に課しています。平成 21 年度中の本市における営利企業等への従事許可の状況（地方公務員法第 38 条第 1 項の規定による任命権者の許可を受けたもの）は次のとおりです。

申請件数	承認件数	承認した主な事項
25	25	公民館専門部員、水道施設管理、統計調査等

6. 職員の研修と勤務成績の評定の状況

◆ 研修の実施状況（平成 21 年度）

区 分	内 容
独自研修	職員同和研修、実地体験研修、実務研修、交通安全研修
市以外が主催する研修会	税務職員初任者研修、一般行政職員研修、給与事務研修会、メンタルヘルス研修、北信三市主査研修、人事管理研修、北信三市人事・給与事務研修会、北信三市管理者研修会、先進都市行政視察、係長研修、新規採用職員研修、政策法務研修

◆ 勤務成績の評定の状況

人事評価にあたっては、平成 17 年 10 月に飯山市人事評価制度策定委員会（庶務課長を委員長に職員労働組合から選出された者 1 名、公募の職員 7 名、課長級職員 3 名の計 12 名）を組織して制度設計を行い、平成 19 年度から係長職以上の管理・監督者（保育園長・活性化センター所長含む）を対象に試行を実施しています。

食と健康ボランティア養成講座

【お問い合わせ】 長野県北信保健福祉事務所 健康づくり支援課 ☎ 62-6311 保健福祉課 健康増進係 ☎ 62-3111 内線 181

あなたの健康、家族の健康、気になりませんか？

この講座では、「健康」をキーワードに学び、仲間づくりを行います。大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。

食を通じて、地域の健康づくりをお手伝いしてみませんか？

日 時	内 容
1月25日（火） 9:30 ～ 12:00	講話「地域の健康づくり食改活動」 実習「私の食生活は？自分の食生活をふりかえろう」
2月8日（火） 9:30 ～ 14:00	講話「ヘルシーな食卓づくり—食事バランスガイドを使って—」 話し合い「健康づくりの輪を地域にお広げよう—食改さんの活動を聞いてみよう」 調理実習「おいしい、ヘルシー、バランス食」
2月22日（火） 9:30 ～ 14:00	講話「安心・安全な食生活を知ろう—食品衛生の基礎知識」 実習「効果的な手洗い方法を体験しよう」 調理実習「伝えていきたい食文化—やしょうま作り—」

■場 所 長野県北信保健福祉事務所（飯山庁舎）

■対象者 できるだけ、全日程に参加でき、終了後食生活改善推進員の活動ができる人

■受講料 調理実習費のみ実費

■申込期限 平成 23 年 1 月 17 日（月）

■申込先 長野県北信保健福祉事務所 健康づくり支援課

食改さんてどんなことをやってるの？

時には会員同士でそば打ち体験やハイキングなどのリクレーション



うす味でおいしくヘルシーなメニューの普及

男性の料理教室の開催、親子料理教室や集落サロンの開催

リーダー研修会や伝達講習会など

市選挙管理委員会では、12 月に各区長さん等を通じて、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を配布しました。農業委員会の選挙人は、この申請書をもとに毎年 1 月 1 日現在で調整される「農業委員会選挙人名簿」に載っている人だけが有権者となります。該当する世帯の方は、申請書の提出をお願いします。

対象となる世帯は期限までに提出をお願いします

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

対象者 平成 3 年 4 月 1 日までに生まれ、10 アール以上の農地の耕作業務を営む方か、同居の親族またはその配偶者で年間 60 日以上耕作に従事している方。

提出方法 該当する世帯の方は、申請書をご記入のうえ、区長さん、各地区活性化センター、また

■農業委員会とは

農業委員会は、農地等の利用の調整など農業全般にわたる問題を解決することなどを目的とした農業・農業者の利益を代表する機関で、法律に基づき市町村ごとに設置が義務付けられた行政委員会です。

は飯山市選挙管理委員会事務局または、農業委員会事務局に提出してください。

受付期限 平成 23 年 1 月 11 日（火）

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

◆ 職員の採用・退職状況

採用者数 H 22.4.1		退職者数 H 21.4.1～H 22.3.31	
職種	人数	退職事由	人数
上級職	2	定年退職	2
中級職	0	定年退職以外 の退職	3
初級職	0	合 計	5
合計	2		

※上記のほか派遣職員 1 名減

（注）職員数は一般職員に属する職員数であり、地方自治法、公益法人等への派遣等に関する条例に基づく派遣職員を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

◆ 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数（人）		増減	主な増減理由
		21 年度	22 年度		
一般行政	議 会	3	3	0	
	総務企画	49	50	1	部門の調整による増
	税 務	13	12	△ 1	行政改革による減
	民 生	51	51	0	
	衛 生	11	12	1	部門の調整による増
	農 林	16	16	0	
	商 工	11	9	△ 2	行政改革による減
特別行政	土 木	27	27	0	
	教 育	44	43	△ 1	行政改革による減
公営企業等	水 道	10	10	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	15	15	0	
合 計		255	253	△ 2	

2. 職員の給与の状況

◆ 人件費と職員給与費の状況

①人件費の状況（H 21 年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
144 億 9031 万 3000 円	19 億 2473 万 3000 円	13.3%

②職員給与費の状況（H 22 年度普通会計当初予算）

職員数 （A）	給 与 額			1人あたり 給与費 （B/A）	共済費
	給 料	職 員 手 当 うち期末・勤勉手当	計（B）		
226 人	8 億 8623 万 2000 円	5 億 1361 万円	3 億 3187 万 1000 円 13 億 9984 万 2000 円	619 万円	3 億 3079 万 5000 円

（注）職員手当には、退職手当を含みません。

◆ 一般行政職の初任給と経験年数別学歴別平均給料月額状況

（H22 年 4 月 1 日現在）

区分		採用	大学卒	高校卒
初任給			172,200 円	140,100 円
経験年数	10 年以上 15 年未満		285,100 円	246,700 円
	15 年以上 20 年未満		321,600 円	287,600 円
	20 年以上 25 年未満		348,200 円	310,800 円
	25 年以上 30 年未満		381,300 円	354,500 円
	30 年以上 35 年未満		422,800 円	370,200 円
	35 年以上		442,200 円	391,600 円

◆ 特別職報酬などの状況

（H22 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料月額等
市 長	714,000 円
副市長	585,000 円
教育長	508,000 円
議 長	328,000 円
副議長	281,000 円
議 員	263,000 円
【期末手当支給割合】	
給料月額等 × 1.4 × 下記の月数	
6 月期：1.45 月	12 月期：1.65 月

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆ 職員の勤務時間：1 週間 38 時間 45 分、勤務の割振り：月曜日から金曜日。1 日の勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分。（途中 1 時間の休憩時間を設け 7 時間 45 分）

◆ 休暇等の種類：年次休暇、療養休暇、特別休暇（夏季、結婚、産前産後、子の看護、引引、ボランティア活動等）、育児休業、介護休暇等

◆ 年次休暇：年に 20 日。使用しなかった年次休暇は翌年次に限り繰り越して使用可。平成 21 年中の平均取得日数は 8.6 日。

◆ 育児休業、介護休暇の取得状況等：（右表参照）

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分の件数（H 21 年度）					処分の主な理由	
免職	停職	降任	降格	計	—	
—	—	—	—	—		
懲戒処分の件数（H 21 年度）					処分の主な理由	
免職	停職	減給	戒告	計	—	
—	—	—	—	—		

平成 21 年度中に新たに育児休業を取得した職員の数

取得者数		取 得 期 間					
男	女	3 ヶ月以下	3 ヶ月超え 6 ヶ月以下	6 ヶ月超え 9 ヶ月以下	9 ヶ月超え 1 年以下	1 年超え 3 年以下	
0	5	—	—	—	2	3	

平成 21 年度中に新たに介護休暇を取得した職員の数

取得者数		取 得 期 間					
男	女	1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
—	—	—	—	—	—	—	—

■分限処分：一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務率の維持向上を図ることを目的としています。

■懲戒処分：職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分。規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うもの。